

# 生産性向上設備投資促進税制の証明書の受付開始について Rev.03

## I. はじめに

平成26年1月20日に施行されました産業競争力強化法に規定する「生産性向上投資促進税制」の運用が開始されました。

平成26年1月20日以降に対象設備を取得した企業は、本税制の優遇措置を受けることができます。従いまして、製造メーカーはこの制度を熟知しユーザーに本制度の意義を伝え活用してください。当工業会が扱う製品は「機械及び装置以外」の「器具・備品」「試験又は測定機器」に分類され、「いわゆる非破壊検査機器」の項目です。

当工業会では指定された対象設備（器具・備品）の証明書を発行いたしますので、証明書発行をご希望の方は以下の手順でお申し込みください。

## II. 本制度について

当工業会で証明書を発行出来る設備はA：先端設備に分類されるもので、[6年以内に発売（販売開始）されたモデル、または販売開始年度を取得をする年度及びその前年度のモデルで、かつ生産性が年平均1%以上向上する機械装置で、取得価額が120万円以上（単品30万円以上で、かつ、一事業年度における取得価額の合計が120万円以上を含む）の器具・備品（減価償却資産上の分類）]になり、当該設備を平成26年1月20日から平成29年3月31日の間に取得等をし、かつ、事業の用に供したユーザーが「即時償却または税額控除5%等（時期により異なる）」の優遇措置を認められることとなります。

税制適用の要件を満たしている先端設備候補の証明書の発行申請は設備メーカーが該当する工業会に行い、工業会が審査して適合している場合に証明書を発行することとなります。申請先の工業会は設備により異なりますので、詳細は[経済産業省のホームページ](http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html)をご確認ください。

[http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku\\_kyouka/seisanseikojo.html](http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html)

## III. J I M A に関する設備（器具・備品）

### 非破壊検査用の設備（例）

放射線検査装置関係	磁粉・浸透検査装置関係	電磁検査装置関係	超音波検査装置関係
X線透視装置（全般）	磁気探傷装置（全般）	渦流探傷装置（全般）	超音波探傷装置（全般）
X線透過装置	磁気探傷器	渦流探傷器	超音波探傷器
X線異物検査装置	ブラックライト	電磁式導電率計	超音波ボルト軸力計
X線CT装置	漏洩磁束探傷装置	電磁式透磁率器	超音波音速計
X線デジタルラジオグラフィ装置	磁気計測器	電磁式膜厚計	超音波厚さ計
R I による検査装置	着磁装置	電磁式焼入れ硬度計	超音波弾性率測定器
X線成分分析装置	脱磁装置	電磁式異材弁別器	超音波黒鉛球状化率測定器
X線解析装置	浸透探傷装置（全般）	電磁式亀裂深度計	超音波異方性測定器
X線応力測定器	蛍光浸透探傷装置	抗磁力測定器	超音波レベル計
X線照射装置	加温加圧装置	電磁式金属探知機	

・その他の設備はお問い合わせください。尚、一般的な光学カメラによる画像処理技術の応用設備・製品は当工業会の審査対象外ですのでお請けできません。

#### IV. 証明書発行手続きについて

お客様から証明書発行の依頼を受けた製造メーカーは下記の書類に必要事項ご記入の上、事務局へ関係種類を提出してください。

##### 1. 証明書発行申請について

- ① 証明書発行申請書「J I M Aへの証明書発行申請書」

[用紙1](#)

- ② 証明書(様式1)「産業競争力強化法の生産性向上設備のうち先端設備に係る仕様等証明書」

[用紙2](#)

- ③ チェックリスト(様式2)

[用紙3](#)

##### 2. 記載の参考.

- ① 証明書発行申請書「J I M Aへの証明書発行申請書」

[見本1](#)

- ② 証明書(様式1)「産業競争力強化法の生産性向上設備のうち先端設備に係る仕様等証明書」

[見本2](#)

- ③ チェックリスト(様式2)

[見本3](#)

#### V. 同時提出文書

証明書の発行にあたり審査を必要とするため下記の資料をご提出ください。

- ① 設備の仕様がわかるカタログ、仕様書など  
② 設備の生産性向上を示す指標数値や発売年月がわかる書類あるいは証明書  
③ 返信用封筒(返信住所を記載し、郵便切手を貼ってください。)

※詳細は右の資料をご確認ください。 [添付資料](#)

提出いただいた図書類は証明書(様式1)を除き、工業会で保管させていただきますが、確認審査以外の目的には使用しません。証明書(様式1)は捺印後、返送します。

また、申請書類は 1機種・同一設置場所・同一納入年月毎 に作成ください。

注1: 当工業会が必要と判断した根拠資料の提出や生産性向上の合理的説明がなされない時は、証明書を発行できない場合がありますので、適切な添付資料の提出にご留意ください。

注2: 証明書は、生産性向上設備投資促進税制の適用を保証するものではありません。適用可否は設備購入者が本税制の適用を申請した税務署の判断に依ります。

#### VI. 証明書申請手数料(一件あたり)

- ① 会員 2,000円(消費税別)

- ② 非会員 4,000円(消費税別)

(振込み手数料はご負担願います。)

## Ⅶ. お支払い方法

### 1. 会員の方は：

証明書発行と同時に請求書を同封しますので、会員支払い条件にて振込みをお願いします。  
(振込み手数料はご負担願います。)

### 2. 非会員の方は：

証明書発行申請書を受理後、請求書をお送りいたします。入金を確認後に審査を開始し、適合している場合には証明書を送付申し上げます。

注3：証明書発行には審査が必要です。前述、Ⅴ項 注1によって証明書が発行できない場合、受領した審査料はお返しできませんのでご了承をお願いいたします。

## Ⅷ. お振込先

お送りする請求書に記載しております。

## Ⅸ. その他（会員のみ）

型式登録申請については、[会員専用ページ](#)を参照してください。

### お問い合わせは下記に

一般社団法人日本検査機器工業会 事務局

〒101-0051

千代田区神田神保町3-2-5 九段ロイヤルビル 3F

TEL03-3288-5080 FAX03-3288-5081

メールアドレス: info@jima.jp